

佐賀県規則第 52 号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(亡失・損傷届)	(亡失・損傷届)
第 200 条 本庁等の各課の長、室長等又はかいの長は、法 <u>第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u> に規定する職員がその保管に係る現金、有価証券、保管物品又は占有動産若しくは使用物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに、亡失・損傷届を会計管理者を経由して、知事に送付しなければならない。	第 200 条 本庁等の各課の長、室長等又はかいの長は、法 <u>第 243 条の 2 の 9 第 1 項</u> に規定する職員がその保管に係る現金、有価証券、保管物品又は占有動産若しくは使用物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに、亡失・損傷届を会計管理者を経由して、知事に送付しなければならない。
(賠償責任を負うべき職員)	(賠償責任を負うべき職員)
第 201 条 法 <u>第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u> 後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める職員とする。	第 201 条 法 <u>第 243 条の 2 の 9 第 1 項</u> 後段の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める職員とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

附 則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。